



サイバー警察局便り

Cyber Police Agency Letter R6 Vol.4

損保協会長とサイバー警察局長の対談を実施

令和6年5月31日、サイバー事案に係る被害の潜在化防止の観点から、一般社団法人日本損害保険協会の新納会長と警察庁サイバー警察局の大橋局長が対談を行いました。

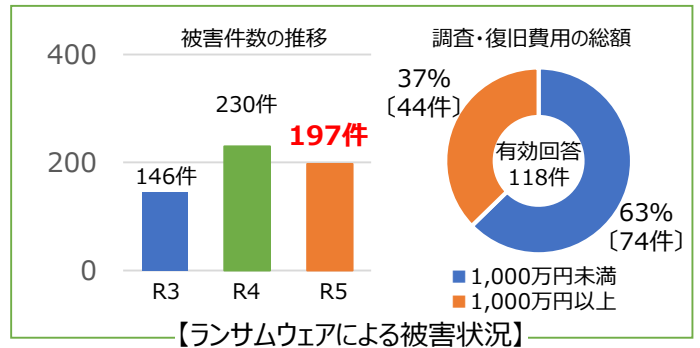
警察庁からは、サイバー空間をめぐる情勢や警察におけるランサムウェア被害への対応について、協会からは、サイバー保険の果たす役割や協会の取組について発言があり、サイバー空間の安全・安心の確保に向けて、相互の連携の重要性について意見を交換しました。

対談要旨

サイバー空間をめぐる情勢

クレジットカードの不正利用や、インターネットバンキングの不正送金被害が過去最高となるほか、ランサムウェア被害が依然として高水準で推移するなど、サイバー空間の脅威は深刻です。

令和5年中のランサムウェア被害は197件確認されています。業種を問わず被害が発生し、復旧までに1か月以上を要したケースが20%、調査・復旧費用に1,000万円以上を要したケースが37%にのぼります。



ランサムウェア身代金の支払に対する考え方

警察庁は、ランサムウェア対策多国間会合（GRI）に参加し、ランサムウェアの脅威への対処に関する国際連携についての議論に参画しています。

第三回会合（令和5年10月31日、11月1日）では、中央政府の権限下にある関連機関がランサムウェアによる金銭支払い要求に応じるべきではないことで意見が一致した旨が表明されました。

警察におけるランサムウェア被害への対応

サイバー事案の被害については、警察への通報・相談がためらわれる「被害の潜在化」の傾向があると承知しており、警察では、被害者に配慮した事件捜査を行うとともに、被害復旧への貢献等の活動を推進し、被害の通報・相談がおのずと行われる社会的な機運の醸成を図っています。

被害拡大防止のためにも被害を潜在化させないことが重要です。損保協会においても会員企業やその顧客企業に対し、被害時の警察への通報・相談の重要性や平時の警察との連携の大切さを訴求いただきたいと思います。



大橋一夫
サイバー警察局長

サイバー保険の果たす役割

サイバー保険は、被害の補償のほか、被害の未然防止、損害の軽減、迅速な復旧等の機能を果たしています。

2023年度に行った協会の調査では、中小企業のサイバー保険加入率は5%程度と欧米と比較するとまだ低い状況です。

損保協会としての取組

損保協会の各支部において、サイバーリスクやサイバー保険に関する啓発活動を関係機関と連携して実施しています。また、協会のホームページにサイバー保険特設サイトを設置し、被害を受けた際には、警察署やサイバー犯罪相談窓口への通報・相談を推奨しています。

中小企業を中心としたサイバーリスク・サイバー保険の啓発・普及活動を推進するとともに、サイバー空間の安全・安心の確保に協力をしていきます。



新納啓介
損保協会会長



警察庁
National Police Agency